

# 鳥獣管理に関する計画の統合及び 策定手続の見直しを求める提案



埼玉県マスコット  
コバトン&さいたまっち

令和3年7月12日(月)  
埼玉県

①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に関して

96 第二種特定鳥獣管理計画との統合等を  
求める提案について

# 現行制度について

## 第二種特定鳥獣管理計画

- ・近年、イノシシやニホンジカなど、特定の鳥獣の生息数増加や生息域拡大等により、生態系や農林水産業等への被害が深刻化している。
- ・都道府県は、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画として「第二種特定鳥獣管理計画」を定めることができる。



※環境省が代表的な特定鳥獣として例示しているイノシシとニホンジカ

100

## 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

- ・第二種特定鳥獣管理計画において、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施すると定めたときは、上記計画記載の事業実施内容（目的、種類、地域、目標）を改めて実施計画にて策定する必要がある。

# 現行制度について②

## 指定管理鳥獣捕獲等事業

- ・ 狩猟者（ハンター）による狩猟や市町村等による有害鳥獣捕獲等（許可による捕獲）のみでは不十分のため、県が指定管理鳥獣を第二種特定鳥獣に指定し※、個体群管理を強化することを目的として、県が自ら、第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、対象の指定管理鳥獣の捕獲事業を実施するもの。

※ 県は、第二種特定鳥獣管理計画において、対象の指定管理鳥獣（ニホンジカ）を第二種特定鳥獣に指定している。

101

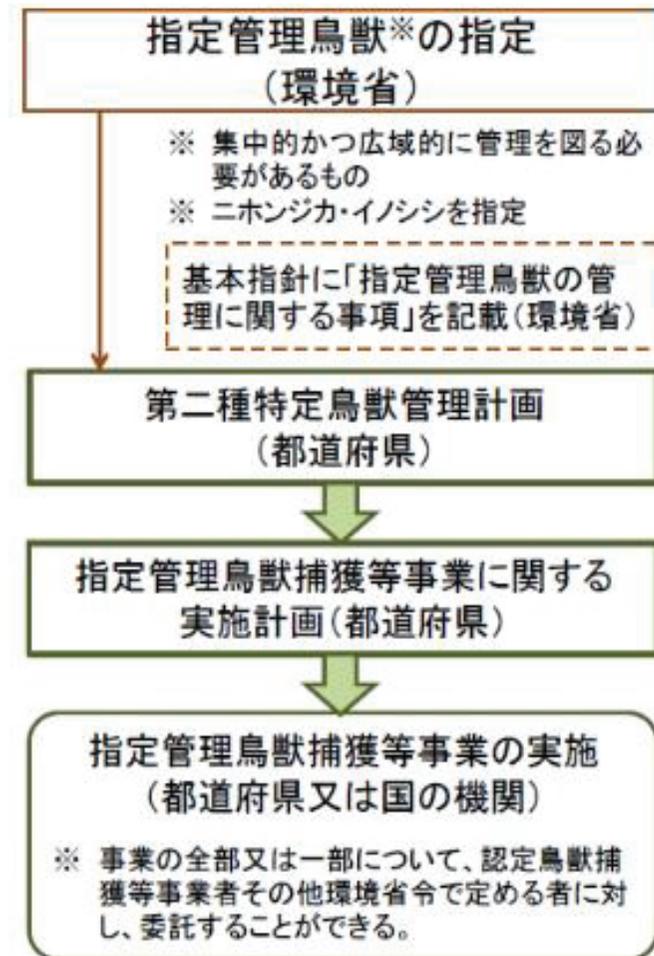
## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

- ・ 県が指定管理鳥獣の捕獲事業等を行う場合に対象経費の1/2を限度として国の交付金の対象となっている。
- ・ 指定管理鳥獣の捕獲については、認定鳥獣捕獲等事業者その他団体に委託することができる。
- ・ 本県では、認定事業者及び埼玉県猟友会に委託している。

### 【申請に必要な添付書類】

- ・ 交付金実施計画（捕獲等事業の実施体制、実施区域（住所、地形被害状況、選定理由）、実施時期、捕獲目標、捕獲方法 など）

### 【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



環境省ホームページより

# 埼玉県における第二種特定鳥獣管理計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の比較

## 第二種特定鳥獣管理計画

### 1 策定根拠

鳥獣保護管理法第7条の2

### 2 対象の鳥獣

イノシシ・ニホンジカ

### 3 現行計画の期間

5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

### 4 内容

102

- ・目的、種類、背景、期間、区域、目標など
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

### 5 計画策定の手続

- ・環境審議会からの意見聴取（法律）
- ・検討会・連絡協議会の設置等（指針）
- ・関係地方公共団体との協議（法律）
- ・利害関係人の意見の聴取（法律）

## 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

### 1 策定根拠

鳥獣保護管理法第14条の2

### 2 対象の鳥獣

ニホンジカ

### 3 現行計画の期間

1年間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

### 4 内容

- ・目的、種類、背景、期間、区域、目標など

### 5 計画策定の手続

- ・関係地方公共団体との協議（法律）
- ・利害関係人の意見の聴取（法律）

### 6 国庫補助関係

「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、本計画を既に策定していること等が定められている。

# 本県における指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定事務の流れ

10 ~ 11月

計画案の作成

12 ~ 1月

・ 関係地方公共団体との協議 (協議先：21団体)

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の対象区域市町村（17）、  
近隣都県（4）

・ 利害関係人の意見の聴取 (意見聴取先：8団体)

埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県森林組合連合会、（一社）埼玉県猟友会、  
公益財団法人埼玉県生態系保護協会、NPO法人秩父の環境を考える会、  
東京大学附属秩父演習林、環境省奥多摩自然保護官事務所、  
林野庁関東森林管理局埼玉森林管理事務所 ※その他、県地域機関など

2 ~ 3月

計画策定手続

(3月)

上記利害関係人8団体+県内関係市町村の代表4市町を含めた検討委員会  
において生息状況及び計画案等の説明及び意見聴取（任意手続き）

4月

計画公表



上記の計画策定事務を毎年度実施しなければならない。

# 計画策定に係る支障と解消策の提案

## 支障

- ① 毎年度、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しなければならず、**過大な負担である。**
- ② 特定鳥獣（ニホンジカ）の管理を目的とする計画が複数存在し、**体系が分かりづらい。**

- 
- ・計画を統合し、3～5年を計画期間とした場合でも、交付金の交付に当たっての事業内容の承認は、交付金申請添付書類で代用することで対応可能
  - ・実施計画は、第二種特定鳥獣管理計画の捕獲に関する部分を詳細に記述する形式になっているが、第二種特定鳥獣管理計画策定過程で区域、場所、捕獲頭数等の積み上げを行っており、  
仮に記載が必要としても第二種特定鳥獣管理計画に付け足す程度で足りる内容

## 提案

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に関して、第二種特定鳥獣管理計画と統合するなど、規定を見直していただきたい。

## 解消策の提案②

### 見直しのイメージ

#### 第二種特定鳥獣管理計画 兼 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（案）

【法的根拠】 法第7条の2に統合 ※指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に関する規定は削除

【計画期間】 3～5年に統合 ※第二種特定鳥獣管理計画の期間に合わせる。

【内 容】 対象鳥獣や区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項（従来どおり）

【策定手続】 策定は、従来のとおり。ただし提案②を参照。

変更内容が、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項の場合は、環境審議会や特定鳥獣保護管理検討委員会等の意見聴取を要さないこととする。

【国庫補助】 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項が含まれていれば、交付対象とする。

# 提案の実現により見込まれる効果

## 効果

- ① 毎年度、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定が不要となり、**事務負担が軽減される。**
- ② 特定鳥獣（ニホンジカ）の管理を目的とする計画が一本化され、**体系が分かりやすくなる。**

→ 毎年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定を円滑に行うために、事業実施状況等の詳細な資料を検討委員会に提供している（以下は、R3年3月の資料等）。調査又は資料のとりまとめ等の派生事務が発生している。

106

- ・ 令和2年度埼玉県特定鳥獣保護管理検討委員会 出席者名簿
- 【議題1 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業等の実績報告について（ニホンジカ）】
  - ・ 資料 1-1 埼玉県野生鳥獣捕獲の枠組み、ニホンジカの捕獲実績・目標等
  - ・ 資料 1-2 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業 実施結果
  - ・ 資料 1-3-1,2 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業従事日数 メッシュ別情報
  - ・ 資料 1-3-3,4 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲頭数 メッシュ別情報
  - ・ 資料 1-3-5,6 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業CPUE メッシュ別情報
  - ・ 資料 1-3-7,8 令和元年度指定管理鳥獣捕獲等事業SPUE メッシュ別情報
  - ・ 資料 1-4 令和元年度狩猟及び有害鳥獣捕獲 頭数（メッシュ別）
  - ・ 資料 1-5 令和元年度ニホンジカ雌雄別捕獲数
- 【議題2 令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業等の現状報告について（ニホンジカ）】
  - ・ 資料 2 令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業 現状報告
  - ・ 資料 3-1 狩猟免許所持者、狩猟者登録者の年齢別の経年変化
  - ・ 資料 3-2 出猟の有無と狩猟者の年齢
- 【議題3 令和2年度生息状況調査の結果について（ニホンジカ・イノシシ）】
  - ・ 資料 4-1 令和2年度ニホンジカ生息状況調査
  - ・ 資料 4-2 糞塊密度の経年変化（ニホンジカ）
  - ・ 資料 4-3 個体数の推定結果の概要（ニホンジカ）
  - ・ 資料 4-4 個体数（H19～R1）、増加率及び増加数の推定値（ニホンジカ）
  - ・ 資料 4-5 令和元年度生息密度及び前年度との密度比（ニホンジカ）
  - ・ 資料 4-6 個体数の将来予測（ニホンジカ）
  - ・ 資料 5-1 令和2年度イノシシ生息状況調査、個体数の推定結果の概要
  - ・ 資料 5-2 個体数（H21～R1）、増加率及び増加数の推定値（イノシシ）
  - ・ 資料 5-3 令和元年度生息密度及び前年度との密度比（イノシシ）
  - ・ 資料 5-4 個体数の将来予測（イノシシ）
- 【議題4 令和3年度事業の主な進め方について】
  - ・ 資料 6-1 令和3年度事業の主な進め方（ニホンジカ）
  - ・ 資料 6-2-1 令和3年度事業の主な進め方（イノシシ）
  - ・ 資料 6-2-2 イノシシの捕獲実績
- 【議題5 次期第二種特定鳥獣管理計画策定について（ニホンジカ、イノシシ）】
  - ・ 資料 7-1 次期計画策定スケジュール（案）
  - ・ 資料 7-2 次期計画策定のポイント（案）

### 参考資料

- ・ 令和3年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（案）
- ・ 埼玉県特定鳥獣保護管理検討委員会設置要綱
- ・ 第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）
- ・ 第2次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

## 鳥獣保護管理法

### (第一種特定鳥獣保護計画)

#### 第七条 (略)

- 5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。

### (第二種特定鳥獣管理計画)

107 第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画（以下「**第二種特定鳥獣管理計画**」という）を定めることができる。

- 2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 第二種特定鳥獣の種類
  - 二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間
  - 三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
  - 四 (略) 第二種特定鳥獣の管理の目標
  - 五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業（以下「**指定管理鳥獣捕獲等事業**」という）の実施に関する事項
- 3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。(略)

### (指定管理鳥獣捕獲等事業)

- 第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において、第七条の二第2項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「**実施計画**」という。）を定めるものとする。
- 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 指定管理鳥獣の種類
    - 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
    - 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
    - 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
  - 4 第四条第五項及び**第七条第五項から第七項までの規定は、実施計画について準用する。**（以下略）

## 鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な指針

### IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

#### 第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

- 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間  
実施期間は、原則として**1年以内**とする。

## 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金交付要綱

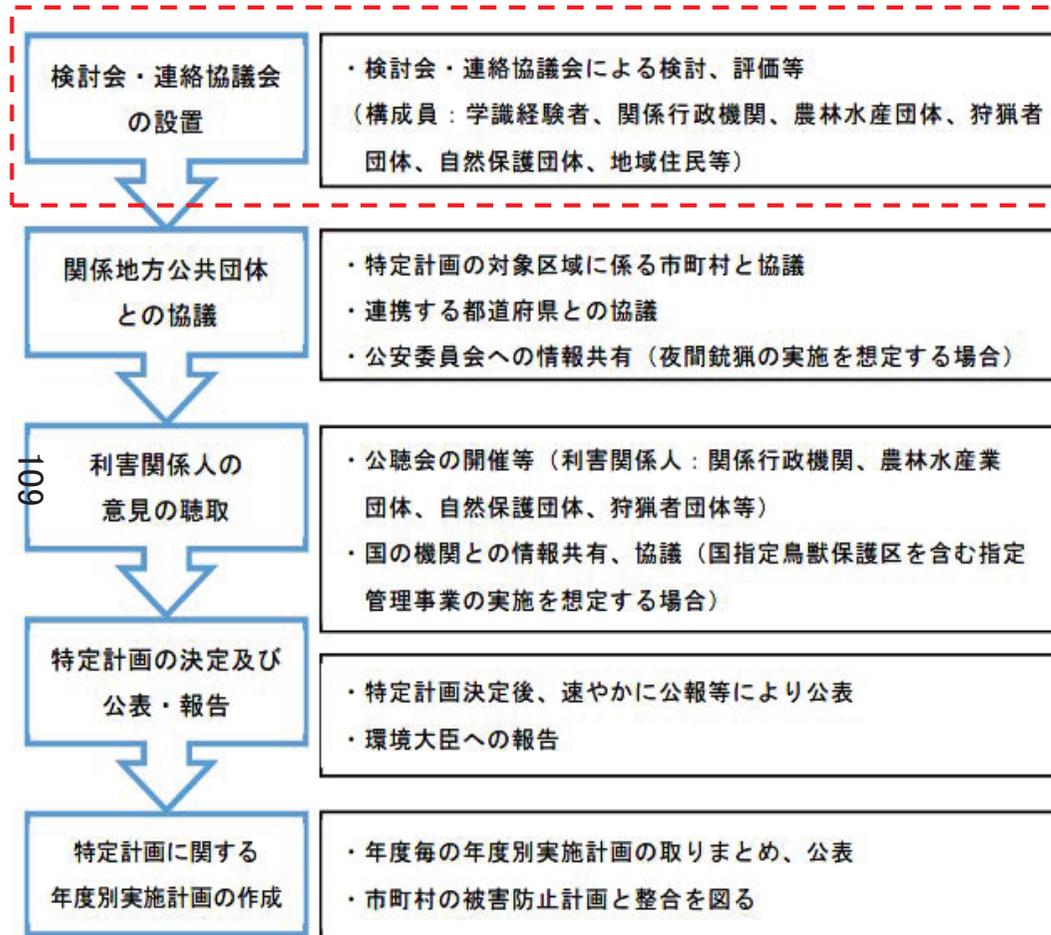
### (交付の対象となる事業)

- 第3条 交付の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。(略)
- (1) 略
  - (2) 法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ただし、**指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定している**又は当該事業を実施する年度内において当該事業を実施するまでに**指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る**）

②第二種特定鳥獣管理計画の  
意見聴取手続に関する規定の見直しを  
求める提案について

# 第二種特定鳥獣管理計画の策定の流れについて

## 【第二種特定鳥獣管理計画策定のための手続きフロー】



### 特定鳥獣保護管理検討委員会

特定計画（第二種特定鳥獣管理計画）の策定に当たって、検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等について検討、評価等を行うことが指針で義務付けられている。



### 環境審議会

特定計画（第二種特定鳥獣管理計画）の策定に当たって、環境審議会の意見をあらかじめ聞くことが法律で義務付けられている。

第二種特定鳥獣管理計画策定のためのガイドラインより（環境省）

# 埼玉県環境審議会と埼玉県特定鳥獣保護管理検討委員会の比較

## 埼玉県環境審議会

### 1 設置根拠

環境基本法第43条、自然環境保全法第51条、  
(執行機関の附属機関に関する条例)

### 2 調査・審議事項

環境保全並びに自然保護に関する基本的事項  
(例) 大気・水汚染、廃棄物処理、地球温暖化、  
生物多様性、**鳥獣保護管理** など

### 13 委員

**環境保全や自然保護**に関する学識経験者 など  
(例) 水・衛生、エネルギー、大気、環境化学、  
地下水、環境政策、生物多様性の研究者、  
法律家、薬剤師 など

※**鳥獣保護管理を専門とする委員や、  
特定鳥獣の管理区域に係る委員は少ない  
関係行政機関が入っていない(林野庁等)**

### 4 年間開催数

2～3回

## 埼玉県特定鳥獣保護管理検討委員会

### 1 設置根拠

鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な指針  
- 計画の作成及び実行手続

### 2 調査・審議事項

- ・特定鳥獣の保護又は管理に関する事項
- ・実施結果等の検証及び見直し

審議に関する資料例：

捕獲実績：メッシュ毎の頭数、捕獲主体、捕獲効率  
生息調査：個体数・生息密度・増加率の推計  
事業状況：捕獲エリア、目標頭数、スケジュール

### 3 委員

**鳥獣(保護管理)**に関する学識経験者  
**対象地域(秩父)**の山林に関する学識経験者  
関係行政機関(環境、**対象地域の山林等**所管)  
農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体など

### 4 年間開催数

2回

## 本県における第二種特定鳥獣管理計画策定事務の流れ

3月	前年度	<u>特定鳥獣保護管理検討委員会</u> （計画の方向性決定）
4～6月	計画案	作成
7月	第1回	<u>特定鳥獣保護管理検討委員会</u> （計画案検討）、計画案 修正
8月		利害関係人等の意見の聴取
9～10月	計画案	修正
11月		<u>環境審議会</u> （諮問）
12月	第2回	<u>特定鳥獣保護管理検討委員会</u> （計画案検討）、関係地方公共 団体への協議 県民コメント（パブリックコメント）
1月	最終案	作成
2月		<u>環境審議会</u> （諮問） 県議会（報告）
3月		計画策定、公表

環境審議会の実施に伴い、

- ・ 審議会資料の作成、事前送付、委員への事前説明
- ・ 読み原稿、想定問の作成、議事録の作成
- ・ 審議会意見への対応

などの事務を実施する必要がある。

# 策定手続に係る支障と解消策の提案

## 支障

- ① 環境審議会は、環境保全や自然保護に関して幅広い事項を調査・審議する必要があるため、特定鳥獣の管理に特化した委員構成となっておらず、必ずしも特定鳥獣の生息状況、管理の主体、方法、捕獲規模（頭数）、実施エリアの選定などの事業実施内容、対象地域（秩父地方及びその周辺）の植生等被害状況など実施の必要性の議論にそぐわない。
- ② 上記に加えて、指針により、鳥獣保護管理に関する学識経験者等から構成される検討委員会の設置及び意見聴取も義務付けられており、業務の負担も大きい。
- ※ 特定鳥獣を含めた鳥獣全体の保護及び管理については、上位計画に当たる「埼玉県鳥獣保護管理事業計画」を第二種特定計画と並行して別途策定するため、全体的な議論は環境審議会で諮問している。

112

## 提案

環境審議会からの意見聴取の代わりに、鳥獣保護管理に関する学識経験者など、鳥獣管理に関する有識者（検討委員会等）からの意見聴取により、第二種特定鳥獣管理計画の策定・変更を可能とすること。

# 提案の実現により見込まれる効果

## 効果

- ① 特定鳥獣の管理に特化した委員からの意見聴取により、計画が実態により即したものとなる。
- ② 環境審議会からの意見聴取が不要となり、事務負担が軽減される。



## 見直しのイメージ

113

### 鳥獣保護管理事業計画 (策定：義務)

【意見聴取先】 環境審議会、利害関係人 など

### 第二種特定鳥獣管理計画 (策定：任意)

【意見聴取先】 特定鳥獣保護管理検討委員会、利害関係人 など

### 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (策定：任意)

【意見聴取先】 利害関係人 など

# 参照条文

文言等一部省略しています。

## 鳥獣保護管理法

### (鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

2 略

3 略

4 都道府県知事は、**鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制機関の意見を聴かなければならない。**

### (第二種特定鳥獣管理計画)

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、**二**その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大して**ト**いる鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画（以下「**第二種特定鳥獣管理計画**」という）を定めることができる。

2 略

3 略

4 **第4条第4項及び第5項並びに前条第三項から第七項までの規定は第二種特定鳥獣管理計画について準用する。**（以下略）

## 環境基本法

### (都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における**環境の保全**に関して**基本的事項を調査審議**させる等のため、環境の保全に関し、学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

## 自然環境保全法

### (鳥獣保護管理事業計画)

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、**温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における**自然環境の保全に関する重要事項**を調査審議する。

## 鳥獣保護管理事業を実施するための基本的な指針

### Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

#### 第六 特定計画の作成に関する事項

##### 9 計画の作成及び実行手続

(1) 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる**検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。**

## (参考) 埼玉県における法定計画の策定状況に関する調査について

- ・ 全国知事会調査によれば、令和元年時点で390件の法定計画等の策定が規定。
- ・ 390件の計画のうち、都道府県が策定主体となる293件の法定計画について、本県の策定状況や課題等に関する庁内調査を実施（R3.3.18～R3.4.9）
- ・ 第1次分権改革後（H13～）、本県における**努力義務**の策定数が急増している。
- ・ **任意規定**で策定している計画のうち、半数近くが計画策定が**国庫補助金の交付要件**や**その他の国制度の要件**となっている。

### ■ 埼玉県における法定計画策定数の内訳（昭和22年～令和元年まで）

115

	義務	努力	任意	合計
都道府県	108	48	137	293
うち、策定対象の計画（A）【注】	61	42	84	187
本県策定数（B）	60	34※1	45※2	139
策定割合（B/A）	98.4%	80.1%	53.6%	74.3%

※1 34計画のうち、第1次分権改革後（平成13年以降）に策定した計画が33件（97%）

※2 45計画のうち、計画策定が**国庫補助金の交付要件等**となっている計画が22件（49%）

（注）計画策定に係る規定があっても「国が示した地域や条件に該当する場合のみ策定する」など、本県が計画策定の前提条件に該当しない場合は、策定対象外として整理